

地域課題解決のための公的資格等取得支援補助金交付要綱

〔 令 和 5 年 4 月 1 日 〕
〔 島根県市町村振興協会要綱第 2 0 号 〕

(趣旨)

第 1 条 安心安全で活力のある地域をつくるためには、地域住民自らが地域の課題を解決しようとする活動が重要であり、住民がその活動を行うために要する「公的資格等」を取得などし、その費用を市町村が補助する場合に、その一部を予算の範囲内において市町村に対して補助する。

(補助対象経費等)

第 2 条 助成の対象とする経費、補助率等については、次のとおりとする。

(1) 補助対象とする資格

補助の対象とする資格は、次のとおりとする。

	資格名 (対象活動)	資格制度の概要
1	防災士 (自主防災活動)	防災活動のリーダーとして、防災に関する一定の専門知識と技能を習得したことを日本防災士機構が認証する制度 ・取得の流れ 講習会→試験→合格→機構へ申請→認証 ・年間資格取得者 約 100 名
2	狩猟免許 (有害鳥獣駆除活動)	狩猟をする場合に必要となる免許で県知事が交付する国家資格(有効期間 3 年) ・免許の種類 網、わな、第 1 種銃、第 2 種銃(空気銃) ・取得の流れ 事前講習会(猟友会)→試験→合格 →県へ登録申請→免許交付 ・年間資格取得者 約 350 名(更新含む)
3	社会教育士 (住民の学びや合意形成の支援)	社会教育主事講習を修了した者を「社会教育士」とする制度 ・講習実施機関 大学(島根大学等)、社会教育センター等 ・講習の内容 [オンライン講義(3 ヶ月) + 対面講義(3 回) 対面講義・演習(約 1 ヶ月) ・年間受講者 約 20 名(地域おこし協力隊、NPO 法人職員等)

(2) 補助対象経費

- ア 講習会等受講料
- イ 資格申請手数料、資格登録手数料
- ウ 講習会等受講旅費
- エ その他資格等取得に必要と認められる経費

(3) 補助率 市町村が住民に補助する額の 2 / 3 以内

(補助金の交付申請及び実績報告)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を理事長が別に定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第4条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の交付申請書兼実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、交付決定及び補助金の額を確定し、速やかに域課題解決のための公的資格等取得支援補助金の交付決定及び交付額確定通知書(様式2号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 理事長は、前条に規定する補助金の確定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(帳簿等の整備)

第6条 市町村長は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

市町村長名

令和 年度地域課題解決のための公的資格等取得支援補助金交付申
請書兼実績報告書

このことについて、地域課題解決のための公的資格等取得支援補助金交付要綱第 3 条
の規定に基づき、下記のとおり交付されたく申請します。

記

- 1 補助金交付申請額兼実績額 金 円
- 2 市町村の補助制度
（1）補助率
（2）補助対象経費
- 3 資格取得等の実績

単位：円

区 分		防災士	狩猟免許	社会教育士	合 計
補助対象人数		名	名	名	名
取得 経 費	講習会等受講料				
	申請・登録手数料				
	受講旅費				
	その他				
	計				
市町村の補助額					
協会補助金					
備 考					

4. 添付書類
- ・市町村の補助金交付基準等（過年度に提出済みで、その後改正のない場合は省略可）

・資格取得等を証する書面の写し

番 号
年 月 日

市町村長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

令和 年度地域課題解決のための公的資格等取得支援補助金の
交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付け 番号 で交付申請及び実績報告のあった 年度地域課題解決の
ための公的資格等取得支援補助金については、下記のとおり交付を決定し、交付額を確
定します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付確定額 円

2 条 件

- （1）助成の対象となる事業は、 年 月 日付け 番号 で申請された地域課題
解決のための公的資格等取得支援補助金交付申請書兼実績報告書に記載されたと
おりとする。
- （2）地域課題解決のための公的資格等取得支援補助金交付要綱を遵守すること。